

農業収入全体の減少に備えた保険に加入したい

農業者が、自然災害だけでなく価格低下も含めた農業収入全体に備えるための保険制度（農業経営収入保険制度）が平成31年1月から始まりました。

国の法律（農業保険法）に基づく公的な補償制度で、保険料等の一部は国が負担します。

農業経営収入保険制度の概要は、次のとおりです。

(1) 保険資格者

青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者（個人・法人）

(2) 対象収入

自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します。

(3) 対象品目

品目の限定は基本的になく、米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、ほとんどの農作物をカバーします。

(4) 補償内容

原則として、農業者ごとの過去5年間の平均収入を基準収入として、当年の収入が基準収入の9割（※）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補填します。

※5年以上の青色申告実績がある場合。その他加入条件により補償限度額は変わります。

(5) 他の収入減少補填制度との関係

農業共済、ナラシ対策等の類似制度については、どちらか一方を選択して加入します。

当分の間の特例として、令和3年以降、野菜価格安定制度の利用者が収入保険に加入する場合は同時利用することができます。

保険料、補償内容、加入申込等、詳しく知りたい方は、最寄りの農業共済組合へご相談ください。

お問い合わせ・相談窓口

・宮城県農業共済組合本所	大崎市三本木字大豆板 24-3	電話：0229-87-8281
〃 県南支所	角田市角田字町田 113	電話：0224-63-2012
〃 中央支所	大崎市三本木字大豆板 24-3	電話：0229-87-8271
〃 県北支所	登米市迫町森字平柳 34-88	電話：0220-22-8411

・宮城県農政部農政総務課団体指導検査班 e-mail : noseisom-d@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁 10階

電話：022-211-2754